

毎週火、金曜日発行（但休日等には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正
◇告示 建設業者の変更登録
解の指定

豚の移入禁止区域の廃止
牛の気しゆそ予防注射及びピロプラズマ病の検査
保険医療機関の指定
保険医の登録
国民健康保険療養取扱機関の申出受理の一部改正
国民健康保険療養取扱機関の申出
国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録
収入証紙小売さばき人の氏名変更

規則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「手札形」を「名刺形」に改める。

第八条を次のように改める。

（指定証の交付）

第十条 知事は前五条に規定する指定を行ったときは次の各号に掲げる様式による指定証を交付する。

一 第五条の規定による申請については別記第六号様式之三

二 第六条の規定による申請については別記第七号様式

三 第七条の規定による申請については別記第八号様式又は別記第八号様式の二

四 第八条の規定による申請については別記第九号様式

五 第九条の規定による申請については別記第十号様式

第七条の見出しを削り、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用にかかる指定申請)

第九条 政令第二十二号第一号に規定する知事の指定を受けようとする団体は別記第六号様式の二の申請書に団体の規約及び貯蔵設備の概要図を添えて知事に提出しなければならない。

第六条の見出しを「(有機りん製剤の使用にかかる指定申請)」に改め、同条中「政令第十六号第一項第一号」の下に「又は第三項第一号」を、「別記第五号様式」の下に「又は別記第五号様式の二」を加え、同条を第七条

とする。

第五条の見出しを削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用にかかる指定申請)

第五条 政令第十一号第一号に規定する知事の指定を受けようとする者は別記第三号様式の二の申請書に貯蔵設備の概要図を添えて知事に提出しなければならない。

別記第三号様式の次に次の様式を加える。

別記第三号様式の二

モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤
使用指定申請書

毒物及び劇物取締法施行令第十一条第一号に規定するモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用の指定を申請します。

年 月 日

住所

鳥取県知事 殿 氏名 印

使用する森林又は倉庫の番地及び面積

使用する森林又は倉庫の略図

別紙のとおり

備考

(1) 記載は墨又はインクを用いること。

(2) 用紙はB列五番とすること。

(3) 使用する森林又は倉庫の略図は別紙とすること。

別記第五号様式中「特定毒物使用指定申請書」を「有機りん製剤使用指定申請書」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記第五号様式の二

有機りん製剤使用指定申請書

毒物及び劇物取締法施行令第十六号第三項第一号に規定するジメチルエチルメルカプトエチルチオホスファイトを含有する製剤の使用の指定を申請します。

年 月 日

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所及び氏名

鳥取県知事 殿 印

団体の員数

団体の所属する農地の番地及び面積

農地の略図

別紙のとおり

備考

(1) 記載は墨又はインクを用いること。

(2) 用紙はB列五番とすること。

(3) 農地については使用の対象となる作物を栽培している農地のみとし、その略図は別紙とすること。

別記第六号様式の次に次の二様式を加える。

別記第六号様式の二

モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
使用指定申請書
毒物及び劇物取締法施行令第二十二條第一号に規定するモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用
者の指定を申請します。

年 月 日

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所
及び氏名

鳥取県知事 殿

印

農地の略図	別紙のとおり
団体の員数	
団体の所属する農地の番地及び面積	

備考

- (1) 記載は墨又はインクを用いること。
- (2) 用紙はB列五番とすること。
- (3) 農地については使用の対象となる作物を栽培している農地のみとし、その略図は別紙とすること。

別記第六号様式の三

モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤
使用者指定証

指定番号 第 号

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

右は毒物及び劇物取締法施行令第二十二條第一号に規定するモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者として指定する。

年 月 日

鳥取県知事

印

別記第八号様式中「特定毒物使用者指定証」を「有機

りん製剤使用者指定証」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記第八号様式の二

有機りん製剤使用者指定証

指定番号

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

右は毒物及び劇物取締法施行令第十六條第三項第一号に規定するジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者として指定する。

年 月 日

鳥取県知事

印

別記第九号様式の次に次の様式を加える。

別記第十号様式

モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
使用者指定証

指定番号

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

右は毒物及び劇物取締法施行令第二十二條第一号に規定するモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用者として指定する。

年 月 日

鳥取県知事

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更の届出があつたので、次のように建設業者登録簿に昭和三十四年四月二十日変更登録した。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名
鳥取県知事登録 昭三三、五、一〇 有限会社 井中組 倉吉市福吉町 (新) 井中 金造
(旧) 井中 光雄

鳥取県告示第二百三十二号

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解を次のとおり指定する。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
解の名称 所在地
鳥取県果樹試験場 東伯郡赤碕町松ヶ丘

鳥取県告示第二百三十三号

昭和三十二年一月鳥取県告示第二十八号及び昭和三十三年四月鳥取県告示第九十四号（豚の移入禁止区域の指定）は、廃止する。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十四号

次のように気しゆそ予防注射及びピロプラズマ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して注射及び検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 気しゆそ及びピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後四月以内及びびん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射免除の方法 気しゆそ予防注射……気しゆそ予防液皮下注射
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

別表

気しゆそ予防注射及びピロプラズマ病検査

実施月日	実施区域	実施場所
自五月一日至	日野郡日南町福栄地区	福栄家畜検査場
二日		
六日	日野上	日野上
七日		
十日	多里	多里
十三日		
十四日	山上	山上
十五日		
二十一日	石見	石見
二十二日		
二十五日		
二十六日		
二十七日	高宮	高宮
二十九日		
六月二日	黒坂町	黒坂町
四日		

鳥取県告示第二百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
 三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定
 した。

昭和三十四年五月一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

保 険 医 療 機 関 名 称 一 所 在 地	指 定 年 月 日	採 用 点
		数 表

上田 病院	鳥取市東町一七 七ノ三	昭和三十四年 四月十三日	甲
山田 医院	八頭郡河原町大 字河原	三月十七日	乙の二
百村歯科医院	鳥取市東町一丁 目三五	三月二十五日	

鳥取県告示第二百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
 五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。
 昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保 險 医 生	氏 名 一 住 所	登 録 の 記 号 番 号	登 録 年 月 日
	岸田 利夫 米子市車尾七八八	鳥医六九八	昭和三十 四年四月 九日

鳥取県告示第二百三十七号

昭和三十四年二月鳥取県告示第九十一号（国民健康保
 険養取扱機関の申出受理について）の一部を次のよう
 に改正する。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市国民健康保険直営神戸診療所の項から同末恒診
 療所の項までを次のように改める。

鳥取市国民健康保険直営神戸診療所 鳥取市中砂見三七〇 全国都道府県 昭和三十四年三月十一日

同 明治診療所 " 松上一六八 "

同 豊実診療所 " 大桶五〇七ノ一 "

同 松保診療所 " 布勢二八九ノ一 "

同 末恒診療所 " 伏野一七〇九ノ一 "

佐古眼科医院の項を次のように改める。 米子市加茂町二丁目二六 鳥根県、岡山県 昭和三十四年三月二十日

佐古眼科医院 岩美町国民健康保険直営浦富病院の項から同附属蒲生診療所までの項を次のように改める。

岩美町国民健康保険直営浦富病院 岩美郡岩美町大字浦富六四五 全国都道府県 昭和三十四年三月十一日

同 附属東浜診療所 " 陸上三三六 "

同 附属小田診療所 " 院内 "

同 附属蒲生診療所 " 蒲生 "

若桜町国民健康保険直営診療所の項を次のように改める。 八頭郡若桜町大字岩屋堂一一 全国都道府県 昭和三十四年二月二十日

若桜町国民健康保険直営診療所 八頭郡若桜町大字岩屋堂一一 全国都道府県 昭和三十四年二月二十日

大谷医院の項を次のように改める。

大谷 医院 八頭郡若桜町大字若桜 東京都 昭和三十四年二月二十七日

気高郡国民健康保険直営宝木診療所の項から鹿野町国民健康保険直営診療所の項までを次のように改める。

気高町国民健康保険直営宝木診療所

五 気高郡気高町字宝木八二七ノ 全国都道府県 昭和三十四年二月十九日

同 浜村診療所

勝見六九〇ノ三八

鹿野町国民健康保険直営小鷲河診療所

鹿野町大字鷲峯七八六

中尾医院の項を次のように改める。

中尾 医院

五 気高郡鹿野町大字鹿野一六九 島根県 昭和三十四年二月十六日

北条町国民健康保険直営診療所の項及び鳥飼医院の項を次のように改める。

北条町国民健康保険直営診療所

東伯郡北条町大字弓原四〇六 全国都道府県 昭和三十四年一月一日

鳥飼 医院

東郷町大字小鹿谷二四六 兵庫県

中路歯科医院の項を次のように改める。

中路歯科医院

八頭郡若桜町一八〇 東京都、兵庫県 昭和三十四年三月二十五日

鳥取県告示第二百三十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の規定により同条第一項の療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの及び当該療養取扱機関が同条第五項の規定によりその開設者が所在地の都道府県知事に申出たその他の都道府県は、次のとおりである。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名

所在地

同上受理年月日

法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県

同上受理年月日

宮田 医院

米子市尾高町一〇五

昭和三十四年一月十日

松田 医院

倉吉市宮川町一九〇

一月十四日

岸田歯科医院

明治町二〇二七ノ三

二月一日

俵 歯科医院

鳥取市片原町二丁目三

兵庫県、島根県、岡山県

昭和三十四年二月一日

由島歯科医院

米子市立町四丁目二〇五

島根県、岡山県

小谷薬局株式会社

鳥取市吉方町一五八ノ二

島根県、岡山県

谷岡 薬局

東品治町一四

島根県

秋山歯科医院

米子市道笑町二丁目二二三

昭和三十四年三月一日

山田 医院

八頭郡河原町大字河原

三月十七日

百村歯科医院

鳥取市本町一丁目三九

三月二十五日

志村歯科医院

八頭郡河原町渡一木二七ノ六

四月一日

上田 病院

鳥取市東町一七七ノ三

四月六日

兵庫県、岡山県、島根県

兵庫県、岡山県、島根県

昭和三十四年四月六日

鳥取県告示第二百三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十八条に規定する国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として、同法第三十九条第三項の規定により登録を受けたものとみなされるものは、次のとおりである。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏名	登録年月日
------	----	-------

鳥国医 六〇八 大谷 幸夫 昭和三十四年三月四日

六〇九	世山 邦彦	昭和三十四年三月十四日
六一〇	榊原 秀夫	三月十九日
六一一	上原 拓也	三月十九日
六一二	中村 真	三月二十八日
六一三	岩田 利夫	四月九日
一九〇	岸田 和美	二月一日
一九一	武石 嘉訓	三月一日
一一三	谷岡 尙宏	二月一日

鳥取県告示第二百四十号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人の氏名に次のように変更があつた。

昭和三十四年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	氏名	変更年月日
二七五	旧 鳥取県職員組合郡家保健所支部 支部長 新 正博 八頭郡郡家町大字 郡家井津尻六三四	昭和三十四年四月一日
新	小林 高明	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取 鳥取市東町取